

## 第3章 資料編

### 1 人権教育をめぐる近年のトピック

●はQRコードで読取可能

#### (1) いじめへの対応について

- ・H25「いじめ防止対策推進法」●H28「静岡県子どもいじめ防止条例」【QR】
- ・H30改定「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」



各学校における「いじめの防止等のための対策に関する基本方針」に則り、組織的な対応を徹底してください。

#### (2) 児童生徒の自殺予防について

- ・H28年改正「自殺対策基本法」・H29年「自殺総合対策大綱」
- ・文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」H21.3
- ・文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」H22.3
- 文部科学省「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」H26.7【QR】



#### (3) 児童虐待

学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚する必要があります。児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければなりません。また、児童虐待の事実が明らかでなくても一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。虐待防止法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果的に誤りであったとしても、基本的に刑事上・民事上の責任を問われません。

#### (4) 外国人

- ・H28「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
- 文部科学省「外国人の人権尊重に関する実践事例」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/jirei/1384042.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/jirei/1384042.htm)【QR】



#### (5) 同和問題（部落差別）の解消の促進

- H28「部落差別の解消の推進に関する法律」【QR】
- 地域の実情、児童生徒の発達段階に応じて、人は等しく基本的な人権を享有することを学ぶことが大切です。新たな差別を生むことがないように、その内容・手法等には配慮が必要です。



#### (6) ハンセン病について

静岡県には、「国立駿河療養所」「神山復生病院」（ともに御殿場市）というふたつのハンセン病療養所があります。昭和6年「癩予防法」・昭和28年改正「らい予防法」により、平成8年まで隔離政策が続けられました。ハンセン病は適切な治療を行えば、後遺症を残さず治る病気です。病気や障害に対する偏見や差別を繰り返してはなりません。



- 厚生労働省「ハンセン病の向こう側 ハンセン病問題を正しく伝えるために」中学生用/指導用パンフレット  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>【QR】

#### (7) LGBTQ（SOGI）について

電通総研の調査（2018）によると、日本でのLGBTを含む性的少数者の割合は8.9%であると報告されています。カミングアウトの強要や、アウティング（本人の了解を得ずに、公にしている秘密を暴露する行動）をしないこと、差別用語を使わないこと等、児童生徒の気持ちに寄り添い、児童生徒が安心して生活し、相談できる環境作りが重要です。



- 文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)【QR】

## 2 関係機関及び相談機関の紹介

24時間子供SOSダイヤル (静岡県教育委員会)	<b>0120-0-78310</b> (なやみいおう) 子どもや保護者等が、悩みを電話で相談できます。24時間
静岡県不祥事根絶窓口 教職員倫理110番 (静岡県教育委員会)	<b>054-221-2842</b> ハラスメント等で困っている場合の相談窓口です。県立学校教職員の方は教職員不祥事根絶窓口、小中学校職員、保護者、県民等の方は教職員倫理110番に相談できます。(電話・FAX)
総合教育センターの面接相談 (静岡県総合教育センター)	<b>0537-24-9738</b> 子どもの教育上の問題、発達及び障害に関する支援について相談することができます。 予約受付時間 平日9~17時
若者こころの悩み相談窓口 (静岡県健康福祉部障害福祉課)	<b>0800-200-2326</b> 若者が、悩みを電話で相談できます。24時間
静岡県 LINE 相談 (静岡県健康福祉部/教育委員会)	5月・8月・3月の休暇明け前後 15~21時
静岡県人権啓発センターの 出前人権講座等 (静岡県健康福祉部地域福祉課)	<b>054-221-3330</b> 人権啓発のための出前人権講座や、研修会等に使用するビデオやDVD等の教材の貸出しをしています。(電話)
子どもの人権110番 (静岡地方法務局)	<b>0120-007-110</b> (ゼロゼロなのひやくとおぼん) 子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談です。併せて、小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。平日8:30~17:15
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画センター 「あざれあ」)	あざれあ女性相談 (月火木金9~16時、水14~20時、第2土曜13~18時) 賀 茂 <b>0558-23</b> 東 部 <b>055-925 -7879</b> (なやみなく) 中 部 <b>055-272</b> 西 部 <b>053-456</b> あざれあ男性相談 (第1・3土曜・13~17時) <b>054-272-7880</b> 家庭、仕事、健康等の悩みについて相談できます。
児童相談所全国共通ダイヤル (静岡県児童相談所)	<b>189</b> (いちはやく) 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。24時間

## 3 人権教育に関するDVD等の活用

静岡県教育委員会では、人権啓発DVDの貸出を行っています。詳しい情報は、静岡県教育委員会のHPを御覧ください。▷▷▷ **静岡県教委 人権DVD** で検索

- N o 150 ねずみくんのきもち (学習例9で使用)
- N o 157 未来を拓く5つの扉 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集 (学習例11で使用)
- N o 158 「同和問題 ー未来に向けてー」人権アーカイブシリーズ (学習例3で使用)
- N o 159 「インターネットと人権 ー加害者にも被害者にもならないためにー」 (学習例5で使用)

---

## 4 見直してみましょう、あなたの人権感覚

**呼び方を変えていませんか。**

親しい相手には名前や愛称で、立場の弱い相手や指導場面では呼び捨てや蔑称で呼んでいませんか。相手や周りの人の気持ちを考えて、皆が等しく尊重される良好な教育環境を築きましょう。

**固定的・断定的な見方をしていませんか。**

容姿、性別、家庭環境、国籍、特性等による決め付けではなく、一人一人を尊重することが大切です。

**不適切な言動はありませんか。**

「○○さんだったらできたのに」等のその人自身を否定する言葉や、怒鳴ったり苛立ちを表したりする威圧的な態度は、相手に精神的な苦痛を与えます。相手の気持ちを大切に、信頼関係を築きましょう。

**自分の価値観だけが正しいと思っていませんか。**

相手が自分の考えと違ったり、思い通りにならなかつたりしたときに、自分が正しいと思っている価値観に固執していませんか。力で抑えようとせず、建設的対話による解決をめざしましょう。

**人を傷つけるような言動を見逃していませんか。**

健康、家族、提出物、進捗状況等に関する内容は、無意識に人を傷付けていることがあります。また、暴力、冷やかし、からかい、嘲笑、悪口等は、個人の尊厳を傷つけます。このような言動に対しては、機を逃さずに注意しましょう。

---

2019年度 静岡県人権教育の手引き「想像しよう 共感しよう」

— 実践学習編 気づきから行動へ—

発行 2019年5月

発行者 静岡県教育委員会 教育政策課 人権教育推進室

編集 静岡県人権教育指導資料検討委員会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号 054-221-3133

F A X 054-221-3561

U R L <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/jinken/jinkenkyouiku.html>

E-mail [kyoui\\_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp)



---

表紙の写真は、2018年度人権教育研究指定校の三島市立山田小学校、掛川市立曾我小学校、県立新居高等学校から提供していただきました。

# 静岡県教育委員会発行「人権教育の手引き」一覧

平成23年度発行	平成24年度発行	平成25年度発行	平成26年度発行
			
<p>学校教育における人権教育の要点をQ &amp; Aにまとめ、参加体験型学習の学習例と教材・ワークシートを載せた指導資料です。</p>	<p>平成23年度版発行人権教育の手引きの姉妹版です。11の参加体験型学習の学習例を提案しています。</p>	<p>日頃の教職員の言動を人権教育の視点から価値付け、人権感覚あふれる言葉かけを集めました。人権感覚のチェックシート等も掲載したリーフレットです。</p>	<p>5つの参加体験型学習の提案とともに、17の個別の人権問題について、解説をしています。平成27年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>
平成27年度発行	平成28年度発行	平成29年度発行	平成30年度発行
			
<p>平成26年度版発行人権教育の手引きの姉妹版です。17の個別の人権問題についての実践学習例を掲載しています。</p>	<p>17の個別の人権問題のうち、「インターネットに関する人権侵害」と「性的少数者に対する人権侵害」を特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>	<p>17の個別の人権問題のうち、「外国人の人権」と「障害者の方の人権」について特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>	<p>17の個別の人権問題のうち、「子どもをめぐる人権」について特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>

## 平成31年度 静岡県人権教育の手引き 想像しよう 共感しよう — 実践学習編 気付きから行動へ —

